

## 第27 特定駐車場用泡消火設備（令29条の4、平成26年総務省令第23号関係）

### 1 用語の定義

特定駐車場用泡消火設備とは、「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成26年総務省令第23号。以下第27において「省令第23号」という。）及び「特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成26年告示第5号。以下第27において「告示第5号」という。）で規定するものをいう。

なお、この章において、特定駐車場用泡消火設備には、当該消防用設備等と同じ消防の用に供する設備等を含むものとする。

### 2 設置することができる防火対象物の要件

省令第23号第2条第1号の規定によるほか、条例第49条第1項第1欄に掲げる部分のうち、床面から天井までの最高高さが10m以下の部分で、6に適合するものについても設置することができる。

### 3 設備の区分

特定駐車場用泡消火設備とは、省令第23号第2条第2号に規定するものであって、別紙に示す同条第3号から第8号までに区分される。（別紙参照）

### 4 機器

認定品とすること。●

### 5 認定品

#### (1) 認定において確認される性能等

認定の対象となる機器は、特定駐車場用泡消火設備のうち、閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手であるが、当該認定においては、次のアとともにイからエまでの性能等について確認されることとなり、イからエまでについては、付帯条件が付される。

ア 告示第5号第3に掲げる閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の性能等

イ 有効感知範囲（開放型泡水溶液ヘッドを除く。）

ウ 有効放射範囲（感知継手を除く。）

エ 最大開放個数（閉鎖型泡水溶液ヘッドに限る。）

#### (2) 付帯条件に係る留意事項

(1)イからエまでの性能等は、使用する泡消火薬剤や泡消火薬剤混合装置等により変動する可能性があることから、特定駐車場用泡消火設備を設置する際に、当該性能等が確認された条件を満たしていない場合は、認定により確認された技術基準に適合していないものとして取り扱うこと。

ア 泡消火薬剤

付帯条件と同一の泡消火薬剤であること。

イ 泡消火薬剤混合装置

消火に有効な泡水溶液の放射に必要な流量の範囲のいずれにおいても、アの泡消火薬剤を付帯条件の希釈容量濃度に適正に混合できるものであること。

なお、当該流量の範囲の下限値及び上限値の算出方法は、次のとおりとする。

(ア) 下限値（同時に放射する閉鎖型泡水溶液ヘッド等が最小（1個）の場合における流量）

$$Q_{\min} = K \sqrt{10P}$$

$Q_{\min}$ ：流量の下限値（L/min）

K：閉鎖型泡水溶液ヘッド等の流量定数（以下同じ。）

P：閉鎖型泡水溶液ヘッド等の使用圧力範囲の下限値（MPa。以下同じ。）

(イ) 上限値（同時に放射する閉鎖型泡水溶液ヘッド等が最大の場合における流量）

$$Q \text{ max} = K \sqrt{10 P \times N}$$

Q max : 流量の上限値(L/min)

N : 設置される特定駐車場用泡消火設備の区分に応じ、省令第23号第4条第2号イ、第5条第4号イ又は第7条第4号イの規定により決定される閉鎖型泡水溶液ヘッド等の開放個数

(3) 有効感知範囲等に係る留意事項

ア 有効感知範囲

有効感知範囲は、発生した火災を有効に感知することができる最大の高さに、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感知継手を設置して確認されたものであるため、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感知継手は、その高さを付帯条件として、当該高さ以下の範囲に設置する必要があること。

イ 有効放射範囲

有効放射範囲は、使用する泡消火薬剤及びその希釈容量濃度、放射圧力により影響を受けるため、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドに対し、使用する泡消火薬剤及び泡消火薬剤混合装置の組み合わせが適正である必要があること。また、発生した火災を有効に消火することができる最大の高さに、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドを設置して確認されたものであるため、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドは、その高さを付帯条件として、当該高さ以下の範囲に設置する必要があること。

ウ 最大開放個数

最大開放個数は、発生した火災を有効に消火することができる最小の高さに、閉鎖型泡水溶液ヘッドを設置して確認されたものであるため、閉鎖型泡水溶液ヘッドは、その高さを付帯条件として、当該高さ以上の範囲に設置する必要があること。

6 条例の規定により設置する場合の取扱い

条例の規定により設置義務が生じる通常用いられる消防用設備等に代えて、特定駐車場用泡消火設備を設置する場合、次に掲げる条件により、条例第59条の規定に基づく消防用設備等の基準に係る特例を適用するものとする。

- (1) 令第13条の規定による設置義務である要件を除き、省令第23号に適合していること。
- (2) 設置にあたっては、甲種消防設備士により法第17条の14の規定に準じた届出を行うこと。
- (3) 設置したときは、法第17条の3の2の規定に準じた届出を行い、検査を受けること。
- (4) 設置後は、法第17条の3の3の規定に準じた点検を定期的に行い、その結果を報告すること。

条文	図	機器
第3号	<p style="text-align: center;">単純型平面式泡消火設備</p>	閉鎖型泡水溶液ヘッド
第4号	<p style="text-align: center;">感知継手開放ヘッド併用型 平面式泡消火設備</p>	閉鎖型泡水溶液ヘッド 開放型泡水溶液ヘッド 感知継手

条文	図	機器
第5号	<p>感知継手泡ヘッド併用型 平面式泡消火設備</p> <p>感知継手</p> <p>ダクト</p> <p>閉鎖型泡水溶液ヘッド</p> <p>泡ヘッド</p> <p>末端試験弁</p>	閉鎖型泡水 溶液ヘッド  泡ヘッド  感知継手
第6号	<p>一斉開放弁開放ヘッド併用型 平面式泡消火設備</p> <p>火災感知用ヘッド等</p> <p>ダクト</p> <p>閉鎖型泡水溶液ヘッド</p> <p>一斉開放弁</p> <p>開放型泡水溶液ヘッド</p> <p>末端試験弁</p>	閉鎖型泡水 溶液ヘッド  開放型泡水 溶液ヘッド  火災感知用 ヘッド・閉 鎖型スプリ ンクラーヘ ッド(標準型 (小区画型を 除く。))  一斉開放弁

条文	図	機器
第7号		閉鎖型泡水溶液ヘッド 泡ヘッド 火災感知用ヘッド・閉鎖型スプリンクラーヘッド(標準型(小区画型を除く。)) 一斉開放弁
第8号	<p>※ 開放型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド、火災感知用ヘッド等、一斉開放弁、感知継手選択可)</p>	閉鎖型泡水溶液ヘッド 開放型泡水溶液ヘッド※ 泡ヘッド※ 火災感知用ヘッド・閉鎖型スプリンクラーヘッド(標準型(小区画型を除く。))※ 一斉開放弁※ 感知継手※